

弁護士が語る！経営者が知っておきたい法律の話(第116回)

インフレによるコストアップへの適切な対応とは(前編)

2024.05.28



長年デフレ基調が続いた日本経済ですが、近年、ようやくインフレ基調へと変化しつつあります。これにより労務費、原材料費、エネルギーコストなどの上昇が目立ち、企業の取引にも大きな影響を与えています。

こうした経営環境の変化の中で、政府は「成長と分配の好循環」の実現に向けて、中小企業が賃上げの原資を確保できるように、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境の整備を進めています。

まず、2021年12月27日に閣議で了解を得た「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(以下:転嫁円滑化施策パッケージ)が策定され、政府はこれに基づいてコスト上昇分の適切な転嫁に一体となって対応すると決めています。

さらに2023年11月29日には、内閣官房および公正取引委員会(以下:公取委)が連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について」(以下:労務費指針)を公表し、原材料費・エネルギーコストと比較して転嫁率(転嫁の要請に対して引き上げられた金額の割合)の低い労務費について、重点的に転嫁を促すとしています。

転嫁円滑化施策パッケージや労務費指針では、転嫁に向けた独占禁止法や下請法の執行強化もうたわれているので、企業はこれらの法律違反および、それに伴うレピュテーションリスク(企業に対するネガティブな評価・評判が広まることによる経営リスク)を避けるための対応が求められます。本連載では、前編と後編の2回に分けて、転嫁円滑化施策パッケージおよび労務費指針について概観するとともに、独占禁止法・下請法違反を問われないための注意点について解説します。

6省庁の連名で公表された転嫁円滑化施策パッケージ

転嫁円滑化施策パッケージは、内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会の連名で公表されており、次のような取り組みを含んでいます。

- 1 政府横断的な転嫁対策の枠組みの創設【内閣官房】
- 2 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化【公取委・中小企業庁・事業所管省庁】
- 3 労働基準監督機関における対応【厚生労働省】
- 4 公共調達における労務費等の上昇への対応【デジタル庁・経済産業省・厚生労働省等】
- 5 公共工事品質確保法等に基づく対応の強化【国土交通省】
- 6 景品表示法上の対応【消費者庁】
- 7 大企業とスタートアップとの取引に関する調査の実施と厳正な対処【公取委】
- 8 パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性強化【中小企業庁・経済産業省等】
- 9 関係機関の体制強化【公取委・中小企業庁・厚生労働省】

10 今後の課題検討【公取委】

※【】は担当省庁など

公取委による独占禁止法・下請法の適用や解釈に注意… 続きを読む